

防犯カメラ設置に関する要綱改訂について

(港北安心・安全コミュニティー創生協議会 防犯カメラ設置補助)

港北安心・安全コミュニティー創生協議会による「防犯カメラ設置事業補助金交付要綱」が改訂されましたので、お知らせいたします。

連合町内会及び自治会町内会の皆さま方の負担を減らすため、補助金申請時の必要資料等が大幅に削減されました。詳細は下記をご覧ください。

【補助金申請から設置完了報告までの流れ】

これまでの方法		新たな方法
<u>「補助金申請書」</u> <u>「事業計画書」</u> <u>「設置事業収支計算書」</u> <u>「その他の必要書類」</u> の提出	申請時	<u>「補助金申請書」</u> の提出
<u>「変更届」</u> <u>「中止届」</u> の提出	変更 又は 中止時	<u>「変更・中止届」</u> の提出
<u>「事業実績報告書」</u> <u>「設置事業収支計算書」</u> の提出	設置 完了時	<u>「事業実績報告書」</u> の提出(※) ※事業実績報告書は、設置事業者の設置完了報告書の写しをもって変えることができる。

港北区地域振興課

担当：田邊・川田

電話：540-2243

港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、港北安心・安全コミュニティー創生協議会（以下「協議会」という。）が行う防犯カメラ設置事業を推進するため、港北区内の自治会・町内会に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象は、港北区内の自治会・町内会が、地域の安全・安心なまちづくりのため、道路等の公共空間を撮影する防犯カメラを設置する事業とする。

2 前項の事業については、次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業を対象とする。

- (1) 防犯カメラの設置が、設置地域（自治会・町内会等）で了承されていること。
- (2) 設置場所について、港北警察署と協議の上、選定されていること。
- (3) 設置後は、自治会・町内会によって適正に管理されることが見込まれること。
- (4) 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラが設置されていることを明確に表示すること。

(補助額象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する経費（機器等の購入費及び設置のための費用）とする。

(補助額)

第4条 補助の金額は、1台10万円に設置台数（3台まで）を乗じて得た額を上限とする。

(申請書の提出等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする自治会・町内会（以下「申請団体」という。）は、必要事項を記載した港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金申請書（第1号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 申請団体は、「横浜市地域防犯カメラ設置補助金」の申請書の添付書類をもって、前項の書類に代えることができるものとする。

(協議会での審査)

第6条 協議会は、前条に規定により申請された事業を審査し、審査結果を申請団体に通知するものとする。

(交付決定)

第7条 協議会は、前6条の規定による審査の報告を踏まえ、補助金の交付を決定する。

2 協議会は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合、申請団体に対し港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金交付決定書（第2号様式）を交付する。

(交付条件)

第8条 協議会は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、すみやかに協議会の承認を受けること。
その場合、防犯カメラ設置事業（変更・中止）承認申請書（第3号様式）を提出しなければならない。
ただし、防犯カメラの設置に要する経費の20パーセント以内の変更で、補助金額の決定に影響のない範囲の変更はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止する場合は、すみやかに協議会の承認を受けること。その場合、防犯カメラ設置事業（変更・中止）承認申請書（第3号様式）を提出しなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに協議会に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他協議会が必要と認める条件

（申請の取り下げ）

第9条 申請団体は、第6条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から10日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 申請団体は、防犯カメラの設置が完了したときは、港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業実績報告書（第4号様式）により、事業完了から30日を経過した日までに、協議会に報告しなければならない。但し、第4号様式の提出は、設置事業者の設置完了報告書の写しをもって代えることができる。なお、事業完了とは、防犯カメラを設置し、運用開始が確認されたこととする。

附則

この要綱は平成28年7月12日から施行する。

この要綱は平成29年3月3日から施行する。

この要綱は平成30年5月18日から施行する。

港北安心・安全コミュニティー創生協議会 御中

団 体 名	印
団体所在地	
代表者氏名	
担当者	
氏 名	
住 所	
電話番号	

港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

当会で実施する防犯カメラ設置事業について、標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

(1) 防犯カメラ設置台数 _____台

(2) 地域における犯罪発生状況、設置場所

ア

イ

ウ

2 補助事業の開始予定月

年 月

3 補助金交付申請額 _____円

4 防犯カメラ設置事業収支内容

科 目	金 額	備 考
I 収入の部 補助金 自治会・町内会費		
収入合計 (A)		
II 支出の部		
支出合計 (B)		

※見積書等を添付すること。

港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(補助団体名)
(代表者名) 様

港北安心・安全コミュニティー創生協議会

平成 年 月 日付で申請のありました港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付で申請のあった防犯カメラ設置事業とし、その内容は申請のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、すみやかに港北安心・安全コミュニティー創生協議会の承認を受けること。ただし、防犯カメラの設置に要する経費の20パーセント以内の変更で、補助金額に決定に影響のない範囲の変更はこの限りではない。
- (3) 補助事業を中止する場合は、すみやかに港北安心・安全コミュニティー創生協議会の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに港北安心・安全コミュニティー創生協議会に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金を他の用途に使用し、その補助事業に関して、補助金の交付決定の内容、若しくは補助条件その他法令などに違反したときは、この補助金の交付の決定を取り消すことがある。なお、この場合取り消した部分に係る補助金を返還させることがある。

3 この補助事業に係る実績報告は、防犯カメラ設置事業実績報告書にその他港北安心・安全コミュニティー創生協議会が必要と認める書類を添えて、当該事業終了後20日以内に港北安心・安全コミュニティー創生協議会に提出しなければならない。

4 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができる。

港北安心・安全コミュニティー創生協議会 御中

団体名
所在地
電話番号
代表者氏名

印

防犯カメラ設置事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付 第 号 をもって交付決定通知があった港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助金に係る補助事業の内容を次のとおり変更したいので、承認を申請します。

- 1 （変更・中止）の理由
- 2 変更の場合、その内容（金額・事業計画）

事業計画

変 更 前	変 更 後

経費内訳

経費科目	変 更 前	変 更 後

港北安心・安全コミュニティー創生協議会 御中

団体名
住 所
電話番号
代表者氏名 印

港北安心・安全コミュニティー設置事業補助実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた港北安心・安全コミュニティー防犯カメラ設置事業補助に係る補助事業を完了しましたので、次のとおり報告します。

1 事業完了日 年 月 日

2 事業結果

(1) 防犯カメラ設置台数 台

(2) 設置場所

ア

イ

ウ

※ 防犯カメラを設置した状況がわかる写真を添付すること

3 収支決算

科目	金額	備考
I 収入の部 補助金 自治会・町内会費		
収入合計 (A)		
II 支出の部		
支出合計 (B)		

※領収書等を添付すること。

※第4号様式の提出は、設置事業者の設置完了報告書の写しをもって代えることができる。